



編輯部報情閣内

週報

號二十六第

昭和十七年十一月一日 發行
昭和十七年十一月十五日 發行
昭和十七年十一月十五日 發行

五錢

南京陥落に際して (近衛内閣總理大臣)

五十億を超えた預金部資金 (大藏省)

首都南京陥落す (陸軍省新聞班)

アルミニウム工業の發展 (商工省)

(國際時事解説)

ソ聯邦の總選舉 (外務省情報部)

愛國行進曲成る、樂譜添附

日二十二月二十年二十和昭

週報

報

昭和十七年十一月一日 發行
昭和十七年十一月十五日 發行

五錢

(本書の大きさは國定規格A5型)



所 込 申	價 定
内閣印刷局發行課 電話九ノ内四三二一―九 振替東京九〇〇〇番 全國各地官報販賣所 京都青籜株式會社 東京市神田區錦町二之三 振替東京九三九〇番 最寄書店・洋書店	一ヶ年(前金) 一圓四十錢 (外購委託は別) 要送料 一ヶ年分未滿配達御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。

週報

昭和十七年十一月十五日印刷發行

編輯者 内閣情報部
印刷者 内閣印刷局
發行所 東京市神田區錦町
東京市神田區錦町
東京市神田區錦町

編輯部報情閣内

報 週

號 二 十 六 第

昭和十一年十一月一日第一號 郵務特認可 (毎週一回水曜日發行)

五 錢

南京陥落に際して (近衛内閣總理大臣)

五十億を超えた預金部資金 (大 藏 省)

首都南京陥落す (陸軍省新聞班)

(海軍省海軍軍事普及部)

アルミニウム工業の發展 (商 工 省)

— (國際時事解説) —

ソ 聯 邦 の 總 選 舉 (外務省情報部)

(外務省情報部)

愛國行進曲成る、樂譜添附

日 二 十 二 月 二 十 年 二 十 和 昭

週

報

昭和十一年十一月一日第一號 郵務特認可 (毎週一回水曜日發行)

六十一號

(本書の大きさは國定規格A5判)



所 達 申	價 定	週 報
内閣印刷局發行課 電話九ノ内三三二五九 振替東京一九〇〇番 全国各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區保町一ノ三 振替東京九三九〇番 最寄書店・驛書店	一ヶ月(前金) 一圓四十錢 (外局郵便に依る地) 送料不要 (城は三四四十錢) 一ヶ月分未滿配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。	昭和十一年十二月十五日印刷發行 編輯者 内 閣 情 報 部 印刷者 内 閣 印刷局 發行所 東京市神田區水田町 内閣總理大臣官舎内 東京市神田區大寺町

露光量違いにより重複撮影



週報 第六十二號

南京陥落に際して……………近衛内閣總理大臣…(二)
五十億圓を超えたる預金部資金……………預金部資金局…(四)

首都南京陥落す……………陸軍省新聞班…(九)
……………海軍省海軍事務普及部…(二二)

(附) 海軍用語解説

アルミニウム工業の發展……………商工省工務局…(三〇)

(國際時事解説)

新選挙法に依るソ聯の總選挙……………外務省情報部…(三五)

愛國行進曲成る……………内閣情報部…(四二)

◇最近公布の法令……………内閣官房總務課…(四三)

露光量違いにより重複撮影



週報 第六十二號

南京陥落に際して……………近衛内閣總理大臣……………(一)
五十億圓を超えたる預金部資金……………預金部資金局……………(四)

首都南京陥落す……………陸軍省新聞班……………(九)
……………海軍省海軍事務普及部……………(二一)

(附) 海軍用語解説

アルミニウム工業の發展……………商工省工務局……………(三〇)

(國際時事解説)

新選挙法に依るソ聯の總選挙……………外務省情報部……………(三五)

愛國行進曲成る……………内閣情報部……………(四一)

◇最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(四三)

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

▽週報最近發行掲載内容△

- 第五十六號
 - ▽時局と國民精神作興
 - ▽時局と防諜
 - ▽國債の郵便局賣出し
 - ▽朝鮮同胞の赤誠
 - ▽山西の大勢決す
 - ▽軍艦旅開北に趨く
 - 第五十七號
 - ▽杭州總奇襲作戦に成功す
 - ▽上海の死命を制す
 - ▽今日の行刑
 - ▽昭和十二年推計人口
 - ▽支那事變と日貨排斥の風潮
 - 第五十八號
 - ▽日獨伊の防共協定
 - ▽太湖以東を確保す
 - ▽上海附近掃蕩成る
 - ▽農山漁村の統後施設
 - ▽小運送業法及日本通運株式會社法に就て
 - 第五十九號
 - ▽滿洲國に於ける治外法權の撤廢及滿蒙附屬地行政權の移讓
 - ▽時局と農村の使命
 - ▽時局と産業
 - ▽聯軍と鐵道
 - ▽大本營設置せらる
 - ▽黃浦江の水路開く
 - ▽日獨伊防共協定記念國民大會に於ける近衛内閣總理大臣祝辭
 - 第六十號
 - ▽神速南京に迫る
 - ▽水路前線に通過す
 - ▽司法保護事業制度化の急務
 - 第六十一號
 - ▽列國と放送事業
 - ▽南京の放逐事業
 - ▽公債全支を掩ふ
 - ▽割増金附貯蓄債券の發出し
 - ▽西班牙問題の終局と英獨、英佛會談の内容
- 本誌より轉載の場合は、編輯部による旨を明記し且内閣情報部別三部發行せられたし、本誌の掲載事項に對する希望、其の他編輯に關しての意見は、進んで内閣情報部に申出られたし。

南京陥落に際して

近衛内閣總理大臣

いさしもの南京が斯くの如く早く陥落したことは、寧ろ意外な程で、是偏へに陛下の御稜威の然らしむる所であるが、又我陸海軍の忠勇の致すところ國民擧りて感謝する次第である。殊に戦傷死者に對しては捧ぐべき言葉を知らない。本事變の當初に於て、日本は出来るだけ不擴大解決の方針を執つたので、戰略的にはそれだけ日本に不利であつた。それにも拘らず、僅か數箇月にして北は黄河以北の大地域を席捲し南は江南一帯の要塞地帯を撃破した皇軍の實力に就ては、事實が雄辯に語つて剩す處はないと思ふ。獨り日本軍隊のみならず、總して今日の日本の實力に對する測量違ひが、南京政府の致命的錯覺であつた。自分は支那が此の點に關する從來の誤謬を訂正し、此の上無用なる抵抗を止むべきであると思ふ。諸外國も亦東亞の安定力たる日本の地位を正しく認識するに相違ない。但し支那の軍隊も慥かに強くなつた。あれだけの軍隊を本來の使命の爲に

使はず、見當外れの方向に使用したのは呉々も残念であつて、これは全く支那指導者の責任といはねばならぬ。いはゆる本正しうして未成るで、國民政府が排日を前提として支那の民族主義を動員したことが、千仞の功を一簣に缺くの結果を招いたのである。

われわれは今日まで一貫して支那が此の點に猛反省を加へ、翻然として日支提携の大道に還らんことを求めた。松井最高指揮官の最後の投降勸告もこの已むを得ざる苦衷に出たのである。これに對し一顧も與へなかつたので總攻撃を敢行する外なかつたのである。南京陥落の報に接して、われわれは當然の勝利に喜ぶ前に、同文同種五億民衆の立場に立つて彼等の救ふべからざる迷妄を悲しまざるを得ない。

頻りに南京死守を豪語した蔣介石は、今猶長期抵抗を呼號してゐるが、近代戦争は軍事のみならず産業其他の全般に互る國家總動員の體制の上に行はれる。所謂グリヲ戦術の効果を期待するなどいふのは例によつて共産黨の術中に陥るばかりである。

國民政府は外交的にも、實力行動に於ても、排日の極限を盡した。しかも其結果に對しては責任をとらず、首都を棄て、政府を分散し今や一箇の地方軍閥に轉落しつゝある今日、猶毫末も反省の色なきこと明白なるに到りては、われわれも改めて考へ直す外

はない。蓋し日本は抗日政權と軍隊とに對しては飽まで膺懲の手を緩めぬが、支那一般民衆の生活に對しては關心なきを得ない。凡そ人民のあるところ政府無き能はず、その政府たるや實體あるものでなければならぬ。然るに北京、天津、南京、上海の四大都市を放棄した國民政府なるものは實體なき影に等しい。

然らば國民政府崩壞の後をうけて方向の正しい新政權の發生する場合は、日本はこれと共に共存共榮具體の方策を講ずる外なくなるであらう。今次事變に於て不慮の戰禍が友好的なる第三國人の生命財産に及んだことは同情に堪へない。

思ふに今や世界は一個の變革期にある。この世界の時運を正解するものならば親目的基礎の上に於てのみ支那の國家組織は成功するものであり、又斯かる新支那の出現によつて、歐米諸國の東洋に於ける利益は初めて安全であることを疑はないであらう。支那事變は東亞に於ける一個の悲劇であるが、此の種の悲劇を繰り返さぬ爲には、此の際日本は根本的の手術を回避してはならぬ。南京陥落は、この意味からいへば全般的な支那問題の序幕であつて、眞の持久戦はこれから始まると覺悟せねばならぬ。此際内治外交百般に互り國民諸君に一層の御奮闘を御願ひしたい。

(十二月十四日)

五十億圓を超えたる預金部資金

預金部資金局

るものより成り而して如何なる方法により其の運用を圖つてゐるのであるか、此の機会に於て預金部の概況に付記述しよう。

預金部の沿革は可なり古く即ち明治十八年五月太政官布告第十三號を以て預金規則が公布せられ、大藏省内に新に預金局なる一局が出来たのと同時に國庫内の一勘定科目として初めて其の名稱が用ひられたのである。而して此の預金局では當時郵便貯金即ち今日の郵便貯金其の他官廳民間の積立金の保管利殖を掌つて居つたのであるが、其の後預金部に預け入れられる預金の種類は漸次擴張せられ、郵便貯金の外保管金、供託金、政府の各特別會計の基金、餘裕金、政府及府縣の基金、又は特殊銀行會社等の法人預金までも其の預入を認められるに至り、一方大正十四年には預金部

大藏省預金部の運用資金は本年九月一日を以て五十億圓を突破した。預金部五十年の歴史は其の儘に我國經濟力發展の歴史である。即ち明治十八年太政官布告を以て公布された預金規則に基き各種預金の保管利殖を管掌する任務を負つて生れ出た預金部は、創始以來極めて順調なる發展を遂げ、その運用資金は明治三十九年度には一億圓を、大正六年度には五億圓を、大正九年度には十億圓を、昭和二年度には二十億圓を、昭和五年度には三十億圓を、昭和八年度には四十億圓を夫々突破し、遂に今日五十億圓を超える巨額の資金を擁して各方面に融通し、殊に最近に於ては短資市場に乗り出し國營の一大金融機關として、其の使命は愈々重きを加へつゝある現狀である。然らば大藏省預金部とは如何なるところであるか、又預金部資金は如何な

預金法、大藏省預金部特別會計法等諸法制が整備せられ今日に至つたのである。

預金部は右に述べた各種の預金を預金部自身の積立金及び支拂上の餘裕金と共に國債の引受買入、各種地方團體に對する貸付其他各種の方面へ融通してゐるのであつて、經濟上の見地より見れば銀行と何等選ぶところがないのであるが、國家が經營の主體であるから營利を目的とすることなく極めて低利な資金を國家公共の利益の爲融通してゐる點にその特色があるのである。而して五十億圓と謂へば、我國の三井、三菱、第一、安田及び住友の五つの大銀行の預金を合計したものと略、同額であり、全國普通銀行預金の略半に當るのであつて、如何に預金部が大なる金融機關であるかを知り得るであらう。

預金部資金は外部資金たる各種の預金並に内部資金たる預金部自身の積立金及支拂上の餘裕金より成り立つてゐる。

預金部に預け入れられる預金中の大部分を占むるのは現在三十八億圓を超える郵便貯金であつて、内地

は固より朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島の各地の郵便局で受け入れられる郵便貯金は一體となつて預金部へ預け入れられ、預金部で運用利殖されるのである。郵便貯金の増加は近年著しきものがあり、日露戰爭後明治四十年に於て漸く一億圓を超えたものが大正十一年には一躍十億圓となり、昭和四年には更に倍加して二十億圓となり、昭和九年に三十億圓に達し、支那事變下の今日に於ては三十八億圓を超え現在預金部預金總額の八割四分を占むるのであつて、預金部資金の増加も主として此の郵便貯金の増加に基くのである。

郵便貯金に次ぐものは政府の各特別會計からの預金である。各特別會計の基金とか或は直ちに支拂に充てない餘裕金は預金部へ預け入れ、預金部で一括して運用利殖する建前になつてゐるのであつて、現在此の種特別會計預金は五億圓に達する状態である。其の他の預金としては保管金、供託金、政府及府縣の各種基金、復興貯蓄債券收入金、特殊銀行會社等の餘裕金が預け入れられる。

積立金は預金部の年々の剩餘金が積立てられたものであつて、當初明治十八年度に於ては三萬九千圓に過

ぎなかつたが、其の後預金部資金の増加に伴ひ漸次増
加し、現在の積立金総額は六億二千萬圓に達してゐ
る。

以上の如き預金部資金は然らば如何に運用せられる
かと謂ふに、預金部預金法に依れば、預金部資金は之
を有利確實なる方法を以て國家公共の利益の爲運用す
べきものと規定せられ、尙資金の運用に付ては預金部
資金運用委員会に諮問することとなつてゐる。而して
現在五十億圓を超える預金部資金は大體に於て國債に
對する投資と、地方に對する資金の融通に向けられて
ゐるのであつて、此の方面に對する運用は資金總額の
八割五分に達してゐるのである。

先づ國債に付て謂へば、預金部資金の増加に伴ひ、
預金部の年々の國債引受額は漸次増加し、昭和十一年
度に於ては二億圓の國債を引受けて居るのであるが、
本年度に於ては更に其の引受額を増加し、一躍四億圓
の國債を引受けんとして居る。現在預金部の國債所有
額は額面で二十三億餘圓に達し、我國々債總額の二割
以上は預金部の所有する所となつて居る。
次に預金部資金の主要部分を成すものは全國各地よ

り集められた零細なる貯蓄の集積たる郵便貯金である
から、其の運用は一地方に偏することなく廣く各地方
に還元せしむべきであつて、預金部は此の見地から所
謂地方資金を融通してゐるのである。即ち道府縣市町
村等の地方公共團體の事業資金、農業、林業、漁業等
地方産業開發資金、農山漁村民の巨額に上る負債の整理
資金、中小商工業振興資金、住宅の供給、公益質屋等
の社會事業資金、早害風水害等非常災害に對する復舊
復興の資金等一般公共の利益の爲豊富且つ低廉なる資
金を全國の津々浦々に融通し、朝鮮、臺灣、樺太等の
外地にまで及んでゐるのであつて、其の融通現在額は
二十億圓に垂んとし、其の貸出口數十九萬口、融通先
は十一萬に達してゐるのである。

之等地方資金は吾人の實生活に直接關係の深い方面
に使用されてゐるのであつて、例へば都市に於ける完
備した舗装道路や我々が日常使用する水道を始めとし
公營住宅、公益質屋等の社會事業、塵芥處理場、隔離
所等の衛生施設、其の他小學校、道路、橋梁、港灣等
其の見受けられる各種の施設は十中八、九迄預金部資
金の融通に關係を持たぬものはない實情である。殊に
昭和七年以降は時局匡救の目的を以て巨額の地方資金

を全國に撒布してより、地方公共團體に對する資金の
融通額は急激に増加し、現在地方債の總額中預金部資
金の融通に係るものは約三分の一を占めてゐる状況で
ある。

又産業組合、耕地整理組合、住宅組合、水利組合、
土地區劃整理組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、工
業組合、輸出組合、商業組合、酒造組合等の各種の組合
其の他農商工業者等の個人に對しても多額の地方資金
が融通せられて居るのであつて、全國至る所に於て地
方産業經濟の爲め活動して居る産業組合に對しては、
其の運轉資金其の他の事業資金として、現在一億四千
萬圓の資金が融通されてゐる。又各地に見る整然たる
耕地や灌漑用排水路であつて預金部資金の恩恵を蒙つ
て居らぬものは殆んど無い實情であり、之等事業を行
ふ耕地整理組合に對する融通額は現在一億一千萬圓に
及んで居る。其の外被弊せる農山漁村の經濟更生の
爲め、數千萬圓の負債整理資金を融通して、農山漁村民
の負債の整理を容易ならしむる一方、一般金融機關か
らは兎角閉却せられ勝ちな中小商工業者に對しても、
振興資金の融通を實行して、中小商工業の金融の緩和
を圖り、或は早害風水害等非常の災害に際し、直ちに被

害地方に融通せられて其の復舊復興に協力する等地方
資金の融通せられる用途は極めて多方面に亘つて居る
のであつて、之が爲め地方産業の開發並に一般の福利
の増進、延ては國民生活の安定に寄與してゐること多
大なるものがあるのである。

右は大體内地に於ける地方資金に付いて述べたので
あるが、尙預金部資金は朝鮮、臺灣、樺太、關東州等の
外地に於ける地方公共團體、水利組合、金融組合、産
業組合、輸入組合等の各種組合及び農業者等にも融通
せられ、外地に於ける産業經濟の發展に寄與しつゝあ
ることをも附言して置きたい。

而して、之等の地方資金の特色は、長期低利の點に
あるが、地方としては長期低利の資金は預金部を措い
て他に求め難いのであつて、地方が預金部に依り負擔
の軽減其の他の便益を享けて居ることは蓋し尠からざ
るものがあらう。

◇

尙最近に於ける預金部の状況を説明するには預金部
資金の短期運用に關する事項を述べることを得ない。
預金部資金が近年の如く毎年顯著な増勢を示して居
る状況の下に於ては、預金部資金の動きは一般金融市

場に相當大きな影響を與へないでは措かないのであつて、預金部は従來と雖も資金の融通に際し一般金融界に對する考慮を織込んで之を實行して來たことは勿論であるが、尙隨時金融市場の需要に應じ、特殊銀行等を通じて短期資金を放出し來り、殊に昨年來は此の短資市場に對する操作に相當重點を置いて活動を續け、最近に於ては生産力擴充又は金融緩和の爲、戰時體制下の金融状態に即應し、相當大なる預金部資金を活用して一般金融の圓滑なる運行に貢獻して來た所は多大なるものがある。最近特殊銀行會社、地方公共團體を通ずる此の種短期運用は其の多きときは二億六千萬圓に達して居るのである。

之を要するに預金部は其の受け入れる郵便貯金、各特別會計預金其の他各種の預金が連年飛躍的增加を告ぐる一方、其の積立金も年と共に著しき増加を示し、極めて順調なる發展を遂ぐると共に、基礎愈々鞏固となり、今や總額五十億圓を突破する資金を擁し、二十三日圓の國債を保有し、又約二十億圓に達する資金を地方資金として全國の津々浦々に到る迄融通し、尙其の

豊富なる手許餘裕金を活用して、短資市場に貢獻する等我國財政、經濟、金融に寄與すること多大なるものがある。而して預金部資金の大宗を爲すものは既述の如く郵便貯金であり、此の郵便貯金は五千萬人に上る多數の人々の一口平均約七十圓と言ふが如き零細なる貯蓄の集大成せられたものであつて、吾人は今更乍ら貯蓄の力の偉大なるを痛感するものである。

惟ふに國民貯蓄の増加は國民生産力の原動力であり、即ち國民貯蓄の増加は國運興隆の礎を爲すものである。吾人は此の意味に於て今後益々郵便貯金を大宗とする預金部資金の増加に努力しなければならぬ。時恰も支那事變に際し、各方面に互り資金の需要大にして、貯蓄の必要の大きに叫ばれるとき、預金部資金が五十億圓を突破することは、紀念すべき事柄たるを失はないのみならず、邦家の爲誠に心強く感ずる次第である。

吾人は預金部資金の五十億圓を突破せる今日を新たな出發點とし、近き將來に於て預金部資金が更に七十億圓を突破し、百億圓を突破するの日を期待しつゝ進むこととしたい。

首都南京陷落す

陸軍省新聞班

一 北支方面

北支に胎動しつゝあつた新政權への希望は遂に東亞の安定と支那五億民族更生の輝かしい使命を擔ひ中華民國臨時政府として十四日午前十一時北京居仁堂において正式結成の式典を擧げ中外に宣言を發表、こゝに支那再建設の歴史的的第一步を踏み出した。此日、夜來の寒風もおさまり北京は和やかな冬の陽さしに恵まれ、北支民衆歡呼の中に輝く未來を約束されつゝ東亞の歴史は茲に新たなる劃期的第一頁を印せんとしてゐる。

先に平漢線東方地區の殘敵を掃蕩して威縣にあつた部隊は十二月五日より八日に至る間に慎陶、臨濟、冠縣地方を占據した。その他の部隊は堂邑附近の敵を撃

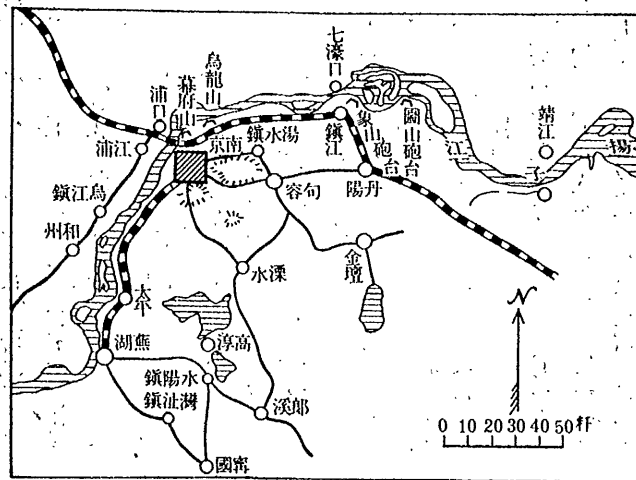
破し同地西南方地區に進出した。堂邑附近にあつた敵は追撃砲を有する約一千で山東省第六區遊撃隊に屬すと云ふ。十日莘縣南方地區に進出した部隊は十一日には朝城（大名東南方約五十軒）附近に進出し更に十三日觀城にあつた約一團の敵を撃破した。

かくて平漢線東方地帯の治安は漸次回復し、十二月初旬臨濟附近にあつた支那軍約七千名及陸軍（順德東北方約六十軒）附近にあつた約八千名の敗殘部隊は我軍に歸順を申出た。

二 南京攻略戰

愈々南京最後の日は近づき蔣介石は七日朝飛行機に乗つて南昌に都落ちの情報も確實化せられた。南京防衛司令唐生智尙も死守せんものと最後の頑張りを見せ

南 京 附 近 要 圖



の中にあり、戦局大勢より見れば今後の交戦は只百害あつて一利なし、惟ふに江寧の地は中國の舊都にして民國の首都なり、明の孝陵、中山陵等古跡名所蟄集し宛然東亞文化の精髓の感あり、日軍は抵抗者に對しては極めて峻烈にして寛恕せざるも無辜の民衆および敵意なき中國軍隊に對しては寛大を以てしこれを冒さず、東亞文化に至りてはこれを保護保存するの熱意あり、しかして貴軍にして交戦を繼續せんとするならば南京は勢ひ必ずや戰禍を免れ難し、しかして千載の文化を灰燼に歸し十年の經營は全く泡沫とならん、よつて本司令官は日本軍を代表し貴軍に勧告す、即ち南京城を和平裡に開放ししかして左記の處置に出でよ

大日本陸軍總司令官 松井石根

本勧告に對する回答は十二月十日正午中山路句容道上の歩哨線において受領すべし、もしも貴軍が司令官を代表する責任者を派遣する時は該處におい



平 和 に 甦 々 北 平 風 景

然れども南京既にわが掌中に在り。南京本防禦線を攻略して残るは城内外の殘敵掃蕩だけである。續々と轡をならべて南京を目指して進む將兵の意氣は冲天、いづれも深い碧空の大氣を胸一ぱいに吸つて、「お、南京だ」と叫ぶ。血と汗に汚れた戎衣もやがて晴れの入城の錦衣となる日も遠くはない。すでに本據南京の死命をわれに制されたとも知らずそここの山間谷間から窮鼠猫を嚙むの殘敵の反撃振りは、敵乍ら一片の敬意を表するに足るも誤れる抗日の末路として蕭々たる紫金山の寒風にひとしほ哀れを留めてゐる。

南京總攻撃を前に九日正午松井最高指揮官は南京防衛司令官唐生智に對し廿四時間の期限を付け十日正午迄に降伏するやう情理を盡した投降勧告文を飛行機より投下して光榮ある日本武士道の精華を内外に示した。

勸告全文

日軍百萬既に江南を席卷せり、南京城は將に包圍

て本司令官代表者との間に南京城接收に關する必要の協定を遂ぐる準備あり、若しも該指定時間内に何等の回答に接し得ざれば日本軍は已むを得ず南京城攻略を開始せん

然るに南京城の敵は投降勸告に應ずる色なく頑強な抵抗を持続するので十日午後一時遂に我が軍は總攻撃を實行するに決し砲兵の全力を以て砲撃を開始すると共に全線一齊に進撃し飛行隊の爆撃と相俟つてひしひしと南京城を壓するに至つた。

地上部隊に協力する陸海空軍の巨砲は城内の敵に、或は江上退却の敵に、或は遠く敵空軍再建のため、編成中の根據地待機中の新鋭機に攻撃を加へた。

1 南京城東正面の情況

南京攻撃中の各部隊は敵の抵抗を排除しつゝ逐次その包圍圈を縮小しつゝ、湯水鎮、湯山附近の敵陣地を突破し、主力は九日夕刻頃黃泥壑南北の線に達し、その先鋒部隊たる大野、野田の各部隊は既に八日正午

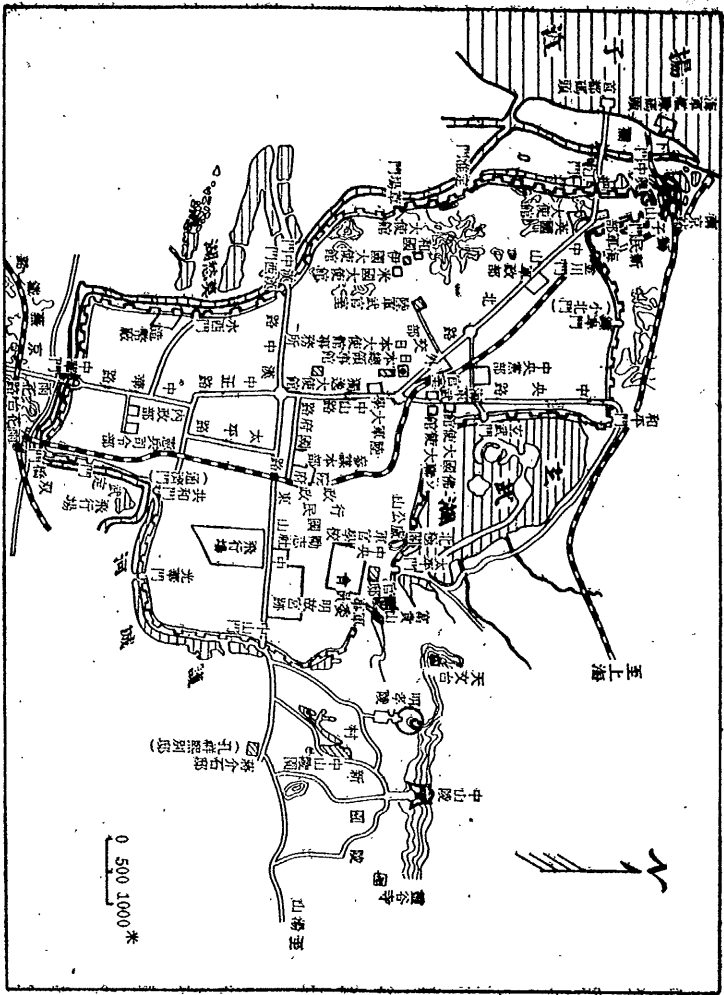
麟門(紫金山東方八軒)に迫り、九日未明猛攻を開始した。

九日夕には麒麟門東方より蒼波鎮に互る線に前進し、當面の敵に猛撃を加へ敵陣を突破して、十日午後には右翼を以て堯北門(南京東北九軒)に、主力は紫金山頂東方及其南方山麓附近に進出して依然敵に猛撃を加へた。

十一日に至り、右翼部隊は堯北門附近の敵陣地を突破して其西方地區に進出、主力部隊は紫金山頂小衛間の敵陣を攻撃中であつたが、同日夕刻玄武湖北端より紫金山西麓を経て中山門東側に互る線に前進した。

刻々南京壓迫の陣を進めつゝある前線は十二日夕、其の右翼方面は和平門附近に進出し、主力部隊方面にあつては午後五時半紫金山頂を占領した。

大野部隊の一部は十三日午前三時二十分南京城中山門に突撃これを占據、日章旗を城壁高く掲げて萬歳を絶叫し、片桐部隊の一部は午前零時中山陵を占據萬歳の聲は夜の紫金山を震はせた。



南京城内要圖



中山門占據に次ぎ城門附近より勇躍突入した我軍は同門附近の軍事中樞機關を占據し又南京城北方に迂回した助川部隊は下關に迫り敵の退路を斷つに至つた。南京北方地區に於て十三日迄に敵に與へた損害中敵の遺棄死體四、五千を下らない有様である。

十三日下關に於て汽關車三、客車六、貨車三十八を鹵獲した。

2. 南京城東南面の情況

六日以來淳化鎮附近の敵を攻撃中であつた我が部隊は、八日午後遂に淳化鎮を突破して敵を猛追して夕刻高廟の線に達し、九日朝より南京城壁に近迫しつゝあつたが九日午後には中山門東方附近より南京東南角に互り城壁クリークの線に進出した。

舊街道を襲進した脇坂部隊は九日早くも南京城光華門前面に迫り、城壁上から猛射を浴せる敵軍最後の抵抗に對し、凄壯極まりなき近迫戦闘を續けてゐたが、十日午後五時決死的爆破が功を奏し、光華門の一部は破壊されたので時を移さず突入城壁高く日章旗を翻し

た。折柄西に沈む夕陽を浴びて、我が一番乗の勇士が力の限り左右に打ち振る日章旗は首都南京陥落の曲を奏でるタクトとなつて、萬歳の聲南京城を壓する中に此の豪壯雄大な情景も薄暮の中にかすんで敵兵掃蕩の激戦の幕が切つておとされた。次いで十一日光華門附近城壁に到着した後援部隊と共に逐次戦果を擴張する態勢を占むるに至つた。

南京城東南角方面を擔當する我が軍の右翼は中山門東方高地の敵陣を突破して十一日中山門前面百米に迫り砲兵掩護の下に血戦死闘を續け銃剣相摩する所まで迫つた。十三日拂曉を期して中山門側の破壊口から一齊に城内に突入頑強なる敵を壓しつゝ漸次戦果を北方に擴張して、殘敵に最後の鐵槌を加へた。

別に常州金壇を経て西進中なりし部隊は天王寺胡熱を通過し十二日上方門に達し、その先鋒藤森部隊は南京城東南角方面の戦闘に加入し武定門に對し攻撃準備中であつたが、十三日南京城東南角を占據し武定門に向ひ戦果を擴張した。

3. 南京城南正面の情況

深水より南京に迫りつゝある部隊は七日秣陵關の敵を一蹴して潰走する敵を追撃し、別に郎溪より深水南方地區に進出した岡本、竹下等の各部隊も之と併行して西北進し、八日夕には水閣北方地區より谷里村東方地區に互る線に進出した。更に九日には敵を南京城に追ひつめて雨花臺南方の臺地より西善橋の線に進出した。

南京南側香樟樹安徳門の線にある敵陣地に對し千葉、山田、矢崎、山本の各部隊は十日夜引續き攻撃を續行し右翼方面より戦況遂次進展して十一日薄暮頃山本部隊は雨花臺々端より七、八百米の線に迫つた。

南京城南側安徳門、毛關頭の線にある敵陣地に對し岡岡木、長谷川等の各部隊は十一日攻撃を續行し、午後五時前安徳門高地方面より極力戦果擴張に力め、別に竹下部隊は揚子江岸に近く迂廻して南京西側に進出、十三日午前水西門を占據城内に突入し掃蕩を開始夕刻城内西北方の高地を占據した。



南京門區中の戦車隊

城内の敵は猶頑強に抵抗してゐるが十一日午後四時頃から十数隻の船船によつて揚子江上流へ退却中である。此の退却中の敵に對し歩兵、砲兵の一部は江岸に出で敵船を撃滅しつゝある。

南方より攻撃の各部隊は十二日朝雨花臺北端附近に進出續いて愈々城壁に對する攻撃を開始し、十二日正午南京城門中最も堅固な中華門に對し長谷川及千葉部隊は相次で突入城壁高く日章旗を翻し、續いてその西方に於ても強攻を續け岡本(領)部隊は午後四時二十分城壁の一角を岡本(領)部隊は同四時四十分西南角を占據し引き續き城内掃蕩に移り敵を北方に壓した。

南京城完全占據を目ざして東南西の各門より突入せる皇軍は十三日夕刻南京城内の殘敵を完全に掃蕩した。

先に水陽鎮を陥れた山田、長野等の各部隊は北進丹陽湖を渡つて當塗に向ひ、九日夕には當塗東方地區に進出した。

當塗縣城は南京と蕪湖との中間、揚子江の南岸に位置する敵の要害で南京の後衛として重要視されてゐた所であるが、もはや我軍により攻撃されるに至つた事は恰も南京の背後に劍を擬せられたに等しいものである。

十日黎明と共に攻撃前進を開始し、午前十一時當塗城内に突入周章狼狽する城内敵兵を掃蕩午前十一時城頭高く日章旗を掲げた。

常に豫期せざる奇襲を以て神出鬼没の行動で知られる此の部隊は當塗占據後古烈山(當塗北方約二十五軒)附近より突如揚子江を渡り、對岸烏江附近に上陸し烏江の敵を急襲して之を占據、息づく隙もなく省境を越えて江蘇省に進入し十一日午後十時三十分橋林鎮に

達し、少憩の後翌十二日未明同地を發して浦口に向ひ進撃した。

十二日夕江浦(南京西方十五軒)にある約五百の敵を突破して東北方に向ひ、十三日浦口及浦口鎮を占據して敵の退路を完全に遮斷した。

宣城より破竹の勢を以て前進せる片岡、小塚等の各部隊は西北進して灣沚鎮に入り、北進して八日夕には蕪湖鎮西南方南徒門附近に進出し、九日にはその先鋒は蕪湖東方に迫るに至つた。揚子江江岸の要害たる蕪湖は風前の灯となつたが十日遂に同地は完全に我軍の手に落ちた。

敵の退路を完全に遮斷する目的を以て北進し、十一日夕には大騎(蕪湖北方三軒)附近を通過十二日午後四時蕪湖鎮を通過北進した。

四 南京下流長江沿岸の情況

鎮江を攻撃中なりし我が安達、永津部隊は八日午後完全に之を占據した。鎮江要塞に於ける鹵獲品は次の

通である。

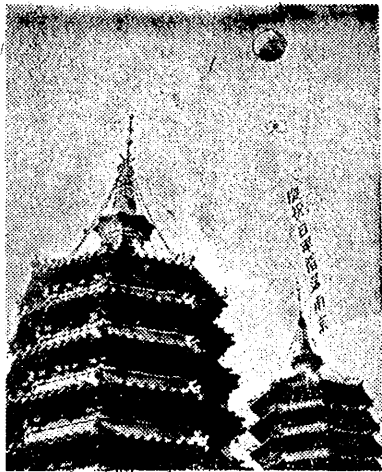
- 十 五 加 十門(舊式)同彈藥千
- 二 四 四 加 四門(舊式)同彈藥六百
- 二 米 探 照 燈 一(新式スベリ)
- 三 〇 糧 探 照 燈 一(舊式)
- 發 電 所 發 電 車 各一(新式)
- 機 械 水 雷 六〇
- 高 射 砲 八
- 戰 車 砲 十三

鎮江を居つた我軍は十一日焦山砲臺(鎮江東北方四軒揚子江中州)を占據した。

更に十三日午後七時浦口附近に長江の敵前渡河を敢行し敵を壓して攻撃前進し、十四日午前九時頃施家橋揚州南方九軒附近の敵を攻撃中であつたが之を突破して同日午後二時四十分揚州南門を占據し日章旗を掲げた。

先に江陰要塞を占據して長江南岸に沿ひ西進中の一部隊は十一日正午以來圖山要塞(鎮江東方約十八軒)を攻撃し同日午後十時之を攻略し、二十四種榴彈砲四、十

宣傳を以てするも支那側大敗の實情は今や全く掩ふに由なかるべく、經濟中心上海の喪失、北支體局の進展と相俟つて、彼等の長期抗戰の企圖が如何に暴虎馮河の類であるかを自覺せしむるに十分であらう。



(平北)ソルバドア祝慶落陷京南

然れども將政權が依然長期抗戰を策する限り戰局の前途は遠慮を謂ふべく、國際動向亦儼安を許さないものがあるから更に堅陣一番新なる勇猛心を振起し、舉國一體出師目

的達成に邁進せねばならぬ。今や皇軍の士氣愈々昂揚せられ、後方補給亦一層の堅實を加へ、形而上下に於ける戦力は逐次増大せられてゐるので、今後抗日政權及抗日軍隊に對する武力的壓迫は益々猛烈の度を加ふるに至るべく、内外の全軍感、緊張勇躍率入を期しある次第である。

上海上陸以來文字通の勇戰奮闘を続け敵に多大の打撃を與へたが、南京攻略まで我と對戦した支那軍兵力は約八十個師、八十萬にして其の中約四十萬は損害を受け残り約四十萬が奥地に遁入して尙も抗日救國と稱しつゝその實は亡國の一途を辿りつゝあるに氣付かないあはれさを留めてゐる。支那民族更生の曙光はすでに北支に輝き初めんとしてゐるのを知らざるや。

國敗れて山河あり、城春にして草木深し。は單なる詩人の感傷ではない。冬來りなば春遠からじ、醒めよ支那國民、起てよアジア民族解放のために。

首都南京陥落す

海軍省海軍軍事普及部

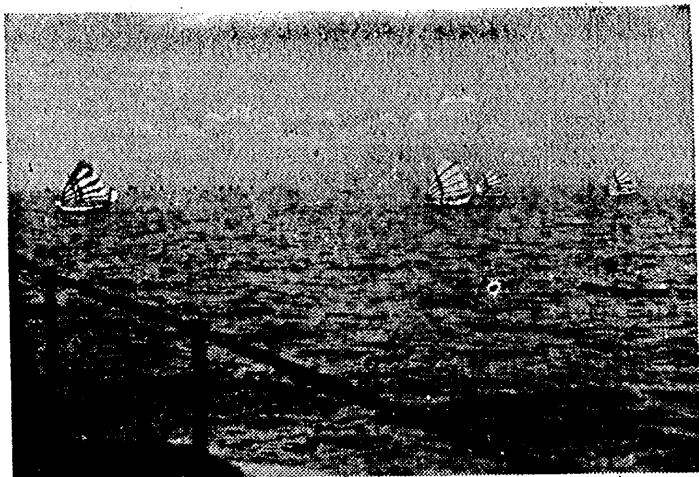
天皇陛下 にかせられては十二月十四日午前十一時三十分軍令部總長宮殿下を召させられ左の御言葉を賜つた。

中支那方面ノ陸海軍諸部隊カ上海附近ノ作戰ニ引續キ勇猛果敢ナル追撃ヲ行ヒ速ニ首都南京ヲ陥レタルトハ深ク満足ニ思フ此旨將兵ニ申傳ヘヨ

上海征戰以來四箇月、海陸空軍は一體となり善謀善戰に依つて曩に上海附近の頑敵を掃蕩し幾許も無くして輝かしい南京攻略の壯圖を達成した。此の輝々たる戰捷の裡には連日風浪寒暑と闘ひながら支那船舶航行遮斷に不眠不休の努力を拂ひつゝある封鎖部隊、或は揚子江水路啓閉作業を強行して水路南京に迫つた江上艦艇の人知れぬ粒々辛苦の活躍を特筆せねばならぬ。又支那全土に互つて勇猛果敢なる攻撃を續行し敵空軍をして再起不能の状態にまで追込みつゝある航空部隊

の奮闘に至つては帝國海軍の眞價を遺憾なく宣揚したものと今更築設の必要もない。之素より、大元帥陛下の御稜威の然らしむるもので感激措く能はざる所であるが更に此度長くも有難き御言葉を賜り全軍將兵は益々報國の念を堅くし出師の目的達成に邁進して居る次第である。

- 一 艦隊部隊の奮闘
- 一 支那沿岸航行遮斷部隊の活躍



船漁那支く引を網く近側敵が我

支那沿岸航行遮断に活躍する艦船部隊は日夜黙々として狂瀾怒濤と闘ひつゝ嚴重なる監視を續行して居るが、今や千數百裡に亘る全支沿海には支那船舶及大型飛空艇も委を洩し單に小型漁船を散見するのみである。この無言の威壓の裡には第一線以上の人知れぬ苦闘のあることを忘れてはならないのであつて、最近歸來した當局者の消息に依れば次の如くである。

支那沿岸封鎖に活躍する我が海軍將士はいよ／＼季節風のシーズンになつたので其の勞苦は言語に絶するものがある。船體も二十度位の角度を以て揺れ食事が攝れない場合も度々で敵に對するよりも怒濤と闘ふのが一苦勞である。しかしながら將士の意氣は愈々軒昂たるものがある。何か大きな仕事はないかと非常に張切つてゐる。臺灣人の中約二千は未だ廈門に監禁され土民も今更ながら支那軍閥の横暴ぶりに痛憤してゐる。

二 長江制覇成る

我海軍史上に更に輝かしい不朽の一頁は加へられた。

十三日午後五時我〇〇艦隊の主力は旗艦〇〇を中心

下關碼頭に進入した。この日未明南京を距る十五哩南京最後の守備線たる烏龍山砲臺と對岸老鹽坪砲臺を砲撃しつゝ我精銳は午後二時を期して威風堂々一路南京へ／＼と壯烈な敵前遊江を開始した。

この日陸軍の急追に揚子江を越え北岸に遁走を企てた敗殘兵に猛射を浴せて殲滅する一方北岸の陣地による敵を制壓しつゝ遂に四時間にして南京の咽喉を制扼した。かくて江陰の要塞を突破してから不眠不休の十日間機雷、閉塞船防塞等各種の障礙を排除しつゝ凡ゆる困難を克服、長江制覇の重大任務を達成し、事變以來僅かに四箇月にして下關沖に雄壯なる軍艦旗を翻して完全に敵の退路を遮断し驟く南京攻略に不滅の戦果を収めたのである。

二 海軍航空部隊の活躍

我海軍航空隊は引續き支那全土に亘り連日勇猛果敢なる空襲を行ひ、敵空軍基地、軍需品工場、軍事輸送機關等を爆破して敵空軍の殲滅、軍需品の製造及補給能力破壊に多大の効果を収むると共に、中支方面の陸軍作戦に直接協力し敵陣地及集結部隊に莫大なる損害を



頭 碼 關 下

與へ、以て其の進撃を支援し、南京攻略に偉大なる戦果を収めたのである。尙十二月一日より九日迄に確實に撃破せる敵機は五十一機にして(内撃墜二十四機、地上爆破二十七機)この間に於ける我海軍機の損害は九日南昌空襲に於て一機を失つたのみである。尙支那事變勃發以來の累計は左の通である。

◇事變發生以來我海軍の撃破せる支那飛行機數

確實な稍確實を
るもの缺くもの 計

撃墜 二一六 一一 二二七

地上爆破 二三八 二一 二五九

計 四五四 三二 四八六

事變發生以來の我海軍機の損害は六十一機である。

十二月七日

一 中支方面

陸軍部隊に協力し南京附近に在りて最後の抵抗を試みつゝある頑敵に對し猛烈なる爆撃を敢行し、徹底的打撃を蒙らしめた外概ね左記各地を爆撃した。

蕪湖 敵陣地

安慶(安徽省政府所在地) 飛行場

二 北支方面
天生港附近(江陰對岸) 砲臺及軍事施設

瀋陽(安徽省西安東方) 軍事輸送機關爆撃

徐州南方一帯の軍事輸送施設及青口鎮、宿縣方面の敵兵攻撃

三 南支方面

軍事輸送施設爆撃

十二月八日

一 中支方面

陸軍部隊と呼應して南京附近を空襲し陸軍部隊の進出を掩護した外左記を爆撃した。

靖江(江陰對岸) 附近敵陣地爆撃

蕪湖(河南省) 兵工廠爆撃

二 北支方面

徐州 停車場、軍用列車爆撃

三 南支方面

軍事輸送施設爆撃

十二月九日

一 中支方面

陸軍の南京攻略に協力し南京城内外及附近の敵

陣地を爆撃すると共に左記を空襲した。

浦口 敗殘兵攻撃

三營江 附近敵陣地粉碎

二 南昌空襲

敵空軍根據地を空襲し、地上に待機中の敵新鋭機十數機を爆撃大破せしめ更に約三十數機の敵機と壯烈なる空中戦を交へ内十二機を撃墜した。其の際我一機行方不明となつた。

十二月十日

一 中支方面

陸軍部隊の南京攻略に協力、中山門、光華門、故宮飛行場及軍官學校等を爆撃之を粉碎すると共に左記を爆撃した。

鎮江要塞中の險龜山砲臺爆撃

三營江附近爆撃

衢州(浙甯線沿線) 飛行場爆撃

二 南支方面

韶關 飛行場爆撃

廣東 郊外の飛行場爆撃

十二月十一日



揚子江を渡る我が海軍

一 中支方面

陸軍の南京攻略に協力し富貴山砲臺(城内)及光華門城内を爆撃、軍の進撃を掩護した。又一部は浦口方面の敵陣を粉砕した外左記を爆撃した。
鎮江 附近の礮山及都天礮臺
洛陽(河南省の古都) 飛行場を爆撃し格納庫其の他の建物を爆破し地上機一機を炎上せしめた。
十二月十二日

一 中支方面

南京攻略戦に協力し中山門及其の内側敵陣地を爆撃し、又一部江上より敗走する敵兵を攻撃すると共に概ね左記を空襲した。
鎮江 附近の都天礮臺及烏龍山砲臺
南昌 飛行場を爆撃し大型機一機小型機七機及工場を爆破した。尙歸途、黄山(廣徳南四百三十軒附近)上空に於て敵「ノースロップ」三機と交戦一機を撃墜した。

二 北支方面

長蘆西安飛行場を空襲し格納庫、建物及小型機二機を爆破した。

三 南支方面

軍事輸送施設を爆破すると共に韶州飛行場を爆撃し格納庫及飛行廠を破壊した。
十二月十三日

一 中支方面

南京攻略戦に協力して明故飛行場附近の敵陣地を爆撃すると共に、烏龍山砲臺、獅子口砲臺其の他浦口方面の敵陣を攻撃し、尙一部は左記を攻撃した。
吉安 飛行場を空襲し地上にある大型機三を爆破した。
衢州 飛行場爆撃
軍事輸送施設爆破

二 南支方面

英米艦船爆撃事件
我海軍航空隊飛行機に依る米國軍艦バネー及米國商船並に英國艦船爆撃事件の経緯は次の通である。
十二月九日頃以來南京城を包圍攻撃中の我陸軍部隊に協力中であつた我海軍航空隊は十二日正午に至り

「大小汽船十隻及我克多敵敗残兵を搭載して南京上流十二湍乃至二十五湍附近を避江中」との情報に接し直に航空兵力の一部を以て之を攻撃に向はしめた。右の飛行機中數機は午後二時三十分頃南京上流約十五湍に於て我克多敵隻を横附した大型商船二隻小型汽艇數隻及砲艇らしきもの三隻を發見し右大型商船に對し爆撃し砲艇らしきもの三隻より射撃を受けた。

然るに同夜英國海軍側より我支那方面艦隊に對する照會に依り我海軍飛行機の攻撃した前記艦艇群中に英國軍艦クリケット、スカラブ及英國商船一隻あつたと判明し、我支那方面艦隊司令長官は直に艦隊參謀長をして在在、英國先任指揮官たるフアルマス艦長を訪問陳謝せしめた。

又別働した飛行機數機は南京上流二十六湍附近に汽船四隻を發見午後二時二十五分頃之に爆撃を加へ一隻を撃沈他の三隻に火災を生ぜしめ續いて附近棧橋に横附せんとした一隻を撃沈した。飛行機搭乗員は本攻撃前後を通し汽船には國旗を認めず又支那兵らしきもの

多數乗船せるを認め且爆撃の際船體白色塗の一隻より射撃を受けた旨報告してゐる。

然るに至十三日朝に至り米國東洋艦隊側より、十二日午後二時三十分以來砲艇バネーとの無線電信連絡絶へたる旨照會に接し我支那方面艦隊司令長官は直に調査を行ひ茲に初めて十二日我の撃沈した船は前後の様より察し米國軍艦バネー及米國商船なること判明した。

爰に於て我支那方面艦隊司令長官は直に我砲艦及水雷艇各一隻を急派し又飛行機を以て軍醫官及醫療器を送る等遭難船船員の救助に努むると共に自ら米國亞細亞艦隊司令長官を訪問し陳謝した。

右米國及英國の軍艦及商船に對する我海軍航空隊飛行機の爆撃は勿論我方の故意に出でたるものには非ず全く過誤に基く不幸なる事件にして之に關する善後處置に關しては各方面に於て萬遺憾なきを期しつゝある。

海軍用語解説

海軍省海軍軍務及部

- 〔兵術〕 敵と相見えて我兵力を運用する方術を云ふ。
- 〔戰略〕 其の目的を達成せんが爲に何時(時間)何處で(場所)幾何の兵力を以て聯同其の他の軍事的行動をなすべきかを定むる兵術を云ふ。
- 〔戰術〕 已に敵と相見えて之を撃滅する爲に我兵力を運用する兵術を云ふ。
- 〔編制〕 多くの艦船や人員を集團區分して統一ある部隊となせる軍隊の組織を云ふ。
- 〔作戰〕 兵術を運用する行爲を云ふ。
- 〔國軍主力の作戰を主作戰と云ひ、一部の作戰を支作戰と云ふ。〕
- 〔作戰計畫〕 作戰目的を達成する爲に畫策する計畫を云ふ。
- 〔驅逐隊〕 驅逐艦、潜水艦、水雷艇又は掃海艇二隻以上數隻から編成せる部隊を云ふ。
- 〔潜水隊〕 潜水艦、水雷艇又は掃海艇二隻以上數隻から編成せる部隊を云ふ。
- 〔掃海隊〕 驅逐艦又は巡洋艦等を以て編成せる部隊を云ふ。其の隻數は一指揮官が直接指揮し得る最大數なるを原則とし、二隻以上四隻を普通とする。
- 〔水雷戰隊〕 軍艦一隻及驅逐隊二隊以上を以て編成せる部隊を云ふ。
- 〔潜水戰隊〕 軍艦及潜水隊二隊以上を以て編成せる部隊を云ふ。
- 〔航空戰隊〕 主として航空母艦を以て編成せる部隊を云ふ。
- 〔艦隊〕 軍艦二隻以上を以て編成せる部隊を云ふ。必要に應じ之に驅逐隊、潜水隊、水雷艇、掃海艇又は驅逐艦、潜水艦、水雷艇、掃海艇を編入し港務部、防備隊、航空隊、特務艦等を附屬する。
- 〔主力〕 或方面に派遣されたる軍隊の中で最も有力なる部隊を云ふ。
- 〔支隊〕 支隊遂行の爲に編成されたる部隊を云ふ。
- 〔航空部隊〕 航空機を主兵として編成せらるる部隊を云ふ。
- 〔根據地〕 軍隊運用の一據點となり修理休養又は補給等を爲すべき地點を云ふ。
- 〔基地〕 軍隊の輸送、補給、通信又は航空等の基點となる地點を云ひ、使用目的に依つて輸送基地、通信基地、航空基地等と云ふ。
- 〔統帥〕 大なる軍隊を統御し之を指揮運用するを云ふ。
- 〔統御〕 軍隊の内部的結合を鞏固にし、崇高なる節義の下に打つて一丸たらしむることを云ふ。

- 〔用兵〕 統御せられたる軍隊を目的に應じ指揮運用するを云ふ。
- 〔決戰〕 彼我主力部隊を以て一舉に勝敗を決せんとする戰闘を云ふ。
- 〔對峙戰(又は持久戰)〕 直に決戰を行ふを不利とする場合時間の餘裕を得る目的を以て持久的に行ふ戰闘を云ふ。
- 〔攻勢作戰〕 戰略上から見て攻勢を執る作戰を云ふ。
- 〔守勢作戰〕 戰略上から見て守勢を執る作戰を云ふ。
- 〔封鎖〕 港内に遊撃する敵艦隊を封じ込めて、之を無力化する事により海上を制せんとするを云ふ。
- この軍事的封鎖に對し、敵の海上通商を遮断して經濟的壓迫を加ふるの目的の爲に行ふものを通商封鎖と云はるゝことがある。
- 今次の支那事變中に我海軍が實施しつゝある航行遮断は單に其の目標を敵國の船舶にのみ限定して實施しつゝあるもので、其の形式は通商封鎖に類似するも嚴密なる意味での封鎖と云ふべきではない。
- 〔警戒〕 一定地域に我兵力を配して警戒を行ふを云ふ。
- 〔探察〕 敵の所在位置不明の場合之を探索するを云ふ。
- 〔偵察〕 已に所在位置判明せる敵情又は或局地の情況を探明するを云ふ。
- 〔圍撃〕 敵の視界内にあると然らざるとを問はず、其の所在附近にありて絶えず情況を確知するを云ふ。
- 〔對峙〕 對抗する軍隊の相對的姿勢を云ふ。
- 〔戰勢〕 戰闘の進行し行く情態を云ふ。
- 〔戰果〕 戰争又は戰闘に於て敵に對し我獲得せる有形無形の兩方面を含む成果を云ふ。
- 〔上陸作戰〕 上陸軍隊が敵地に上陸する爲に行ふ作戰を云ふ。
- 〔上陸地〕 上陸の爲敵地に選定する地域を云ふ。

正誤

十二月十五日發行週報第六十一號二十頁下段末行十一月三日は「十二月三日」の誤。

海軍省海軍軍務及部

アルミニウム工業の發展

商工省工務局

一 アルミニウム工業の重要性

アルミニウムといふ金屬から我々は直ちに釜、鍋、辨當箱等の常用具乃至飲食物類を聯想しがちであるが、最近に於ける重要な用途は、寧ろ他の金屬との合金として使用される所に存する。即ち飛行機の機體材料として不可欠なるアルミニウムの合金デュラルミンが出現して、アルミニウムの爲めに工業用材料としての用途を拓き、こゝにアルミニウム工業に對して劃期的な飛躍を促すことになつたのである。近代戦争に於て飛行機が爆撃に或は偵察に如何に重要な役割を演ずるかはこの發言を費す迄もなく、今次の事變に於けるその活躍によつて既に周知されてゐる所である。この飛行機の機體材料こそはこゝに述べようとするアル

ミニウムの合金に外ならないのである。然るにアルミニウムの大部分を従來は外國からの輸入に仰いでゐたのであつて、一朝有事の際の輸入杜絶を考へても、又本邦航空機工業の確立の爲にも斯かる状態に一日も之を放置することが出来ないのである。

アルミニウムの用途は極めて廣く、殆ど主要産業の全部に及ぶのであるが、最も重要なものは云ふ迄もなく飛行機、自動車材料としてである。アルミニウムの最大の性能は他の金屬と合金した場合に軽く且抗張力が大なることである。故に之等の特性を航空機、自動車に利用すれば、積載量の増加、燃料の節約、スピードの増加等の効果を擧げ得るのである。

以上述べた如くアルミニウム工業の確立は國防的見地から必要であるから、アルミニウム工業に課せられ

た現在並に將來の任務は航空機用、自動車用の需要を充すべきアルミニウム輕合金の充分なる供給であり、従つて之を可能ならしむべきアルミニウム地金の品位の純化と豊富なる生産とである。斯くして今やアルミニウム地金の生産力を量的にも質的にも擴充することが喫緊の要務となるに至つたのである。

二 アルミニウム工業の發展

アルミニウムに關する工業としてはアルミニウムの精鍊、アルミニウムと他の金屬との合金及アルミニウムの加工等に區別することが出来るが、こゝには國防資源の觀點から最も重要な精鍊工業を中心としてその過去の發展を概観しよう。

アルミニウムが貴金屬とされてゐた時代を脱して、實用的工業材料として新しく工業界に登場したのは世界大戰直前のことである。大戰當時アルミニウムに對する軍事上の需要が殺到したが、大戰後は更に一層その消費が擴大し、アルミニウムの歴史は未だ新しいのに拘らず世界のアルミニウム精鍊工業は急速なる

發展を遂げたのである。然るに日本に於ては昭和九年に始めてその製造が開始せられる迄は二虵の生産もなく、總てのアルミニウムを外國からの輸入に仰いでゐたのである。其の後の増産には大いに見るべきものがあつたが、需要に對してその産額は著しく少く、不足分は専ら輸入に俟ち、輸入品の中一部分は中小工場によつて加工された上再輸出されてゐるのが現状である。最近に於けるアルミニウム生産額及輸入數量は次の如くである。

昭和九年	六六四	昭和五年	二〇六五	塊錠及粒	七四〇
十年	四、四三四	六年	三、七六	其ノ他	二、七〇八
十一年	六、六六四	七年	四、七四	計	五、三四
アルミニウム輸入數量(單位噸)		八年	三、六〇六		八、八五
			三、六三三		七、三六

九年 五三三 四八四 一〇一七
 十年 九七四 三六七 一三〇〇
 十一年 九〇二 一三〇 一〇三二

斯くの如く長い間日本にアルミニウム工業が存在しなかつた最大の原因は原料難即ちボーキサイトを存しないこと及電力料金が高くして斯業の採算的基礎が缺けてゐた爲である。然るに多年に亘る研究の結果明礬石の處理法が発見されるに及んで、我國も本格的アルミニウム生産國として第一歩を踏み出すことになつた。

アルミニウムの製造方法に付極く簡単に説明すれば、現在行はれてゐるものにはボーキサイトを原料にするものと明礬石を原料にするものとあり、前者には乾式法と濕式法の二があり、明礬石を原料とするものは濕式法によつてゐる。然し原料の如何を問はず、又乾式濕式の孰れの方法によつて開らず第一次には酸化アルミニウム所謂アルミナを造り、更に之のアルミナを電解爐に入れ之に氷晶石を加へて熔解しアルミニウムに仕上げるのが最も採算的な製造方法とされてゐる。

明礬石、礬土頁岩は朝鮮、滿洲に相當存し、殊に朝鮮の全羅南道には多量の明礬石が埋藏されてゐる。内地にも若干存するのであるが、その量も少く、又アルミナ含有量も工業化を可能ならしめる程多くなく、且珪素が多い等の缺點もあつて到底之を原料とすることが出来ない。尙以上の如く原料は朝鮮及滿洲に存する明礬石、礬土頁岩を利用し得るとしても、現在尙諸種の事情よりして輸入ボーキサイトを必要とするが故に、一朝有事の際之の輸入が杜絶した場合にはアルミニウムの供給に支障を來す虞れがあり、仍て之等アルミニウムの原礦石問題に付ても金屬精鍊と關聯して今後益々研究を要するのである。

然し兎に角明礬石の利用により原料難の一部が解決されたのであるが、時恰も金輸出再禁止による外國品の輸入難が起り、更に世界的軍備擴張によるアルミニウム飢饉等の好事情が重複して現れ、アルミニウム工業國産化の爲に温床を提供したのであつた。即ち金輸出再禁止の結果は輸入アルミニウムの市價が騰貴し、アルミニウムに對する保護關稅と相俟つてアルミ

ニウム工業を發展せしむるに至つたのである。アルミニウムは二三年前迄は世界的に供給過剩であつたが、世界的軍備擴張により漸次供給の不足を來し、價格も亦世界的に上昇を見るに至つた。國際アルミニウム・カルテルも昭和十一年以來屢次に互り日本同輸出値段を引上げて來たが、遂に輸出能力が缺乏するに至つた。斯の如く發達期に於てアルミニウム工業は世界的軍備擴張時代に際會し、アルミニウム飢饉に基く地金輸入の杜絶、我國に於ける軍需及工業用需要の激増といふアルミニウム工業確立の爲の基礎が與へられたのである。

アルミニウムの國産自給は唯單に飛行機の製作材料等の國防必需品として國防上の安全性が増加するのみでなく、次表に見る如く一年一千萬圓を超える輸入を防止して國際貸借の改善に資する所も亦頗る多大である。

▽アルミニウム輸入額(單位千圓)

昭和五年	九、八六五
六年	三、三二二

七年	七、七九四
八年	一〇、一三三
九年	一一、五七六
十年	一八、三六二
十一年	一三、二二九

以上述べた如く、國防上の絶對的の必要に促されて、絶好の經濟的地盤の上にアルミニウム工業は目覚ましい發展を爲しつゝある。然し斯の如く其の出發に於ては國防的の必要が推進力となつたとしても、生産能力擴張後に或は訪れることがあるかも知れぬ需要減退に對し危惧の念を懐く者もあらう。茲に於てか最後にアルミニウム工業の將來性に一瞥を投じて置かう。

三 アルミニウム工業の將來

今後に於ける航空機工業と自動車工業の急激な發展が確實である限り、こゝから多量のアルミニウムの需要が約束されることになる。日本に於けるアルミニウム需要に於て飲食器用の部分が合金用に比して大であつたこと及び合金用の部分が漸次大きくなりつゝある

ことから見ると、將來この方面に於ける需要が相當増加するものと豫想されるのである。

次に現在は世界的にアルミニウムの供給不足を告げてゐること前述の如くであるが、こゝ二、三年前迄は主要生産國に於ては自給自足を超えて大抵供給過剰となつて居り、従つて軍備擴張が一段落となつて我國のアルミニウムの輸出が問題となる頃には、諸外國に於ても亦生産過剰の現象を呈するであらうことは想像に難くない。故に東洋市場に對しては尙多少の輸出可能性が存するが、アルミニウム工業が大量輸出産業として發達することは容易でない。此の故に國內に於ける新しい需要の開拓に努力が向けられねばならない。現在アルミニウムの有する最大の缺點は高價なことである。故に若し其の生産費が引下げられて廉價な供給が可能になれば、鐵、銅等の領域に侵入することが出來、こゝに需要は飛躍的に増加し、其の前途は洋々たるものと云ふことが出來よう。即ちアルミニウムの消費量は其の價格と相對的關係に立つことが著しいから、

今後のアルミニウム工業にとつては生産費の低下が中心問題となるであらう。而して此の生産費低下への努力は世界的に供給が過剰となつた場合の國際カルテルの動向と關聯しても亦重要である。原料の處理方法の改善、所要材料の自給等生産費減少の可能性は尙尠くないのであるが、アルミニウム一連の生産に約三萬キロワット時の電力を必要とする關係上、電力料金は生産費構成上重要な要素であり、低廉な電力の供給も生産費低下に不可欠な條件である。幸に我國は天然資源たる水力に恵まれてゐるから、水力電氣の充分な利用により此の新興産業に原料としての電力を豊富且低廉に提供しなければならぬのである。

生産費の割高は總ての新興産業に見られる普遍的な現象であり、技術が發達すれば早晩解決さるべきものである。斯くして生産の増加、合金及加工の發達、價格の低廉は相俟つて新需要を開拓するであらうから、アルミニウム工業の前途は祝福に値するものといふことが出來るであらう。

新選舉法に依る ソ聯邦の總選舉

外務省情報部

ソ聯邦は昨年十二月五日新憲法を發布して聯邦最高會議を以て國家權力の最高機關となし、而して建國以來二十年間、ソ聯邦の最高機關として知られたソウイェト大會は昨年末の第八回臨時大會を名残りに消滅することになつた。ソウイェト大會に代つた新立法機關たる聯邦最高會議は聯邦會議と民族會議の兩院によつて組織されるのであるから、先づ聯邦會議と民族會議の代議員の選舉を施行することに決定した。

ソ政府は本年七月に新憲法に基いて「ソ聯邦最高會議選舉規則」を公布して選舉における技術上の細目を具體的に規定し、十月十二日に至り選舉期日を十二月十二日と決定布告した。選舉期日の發表と共に選舉運動は全國一齊に開始されたのである。

×

×

今新選舉と舊選舉とを比較検討すると、そこに種々興味ある大きな相違が見出される。今日までソ政府は工場労働者に重きを置いて農村輕視の傾向が著しかった。従つて選舉權も労働者、職工に厚く農民に薄かつた。即ち舊憲法は代議員の選出に當り都市と農村に差別を設け、都市は住民二萬五千人につき一人、農村は十二萬五千人につき一人の割合であつて、その比率は都市十人に對し農村は僅かに一人の代表者を送り得るに過ぎない状態であつた。新憲法は第一に、かかる不公平な差別待遇を打破して職工も農民も平等の選舉權を享有することにした。農村と都市とを平等にした理由は、主として集團農業(コルホーズ)が發達した結果、農村の政治的知識が向上したからだとソ聯邦當局は言つてゐるけれども、實際はソ聯邦内の状態が何時ま

でも農村の種子扱ひを許さないやうになつたからである。ソ聯は外は防共陣の脅威に懸せられ、内は反革命分子の挑発に悩まされるので、國內に於ける一致協力の必要上から農村をして都市に對立させることの不得策を認識するに至つたのであらう。農村と都市の差別撤廢は農村に對する大なる讓歩にして農民懐柔策の現はれと見るべきである。都市労働者よりも農民の数が遙かに多いから、選挙権が平等になつた結果、今回の總選挙では農村選出の代議員は増加することにならう。

新憲法の第二の特徴は舊法に定める制限を撤廢して選挙権享有者の範圍を擴大した點である。舊法によれば、利益を得る目的で雇傭労働を利用する者、不勞所得によつて生活する者、個人商人、僧侶、帝政時代の警察官、憲兵には選挙権を與へなかつた。新法はこれ等特定の社會階に對する制限を撤廢して、たゞ心神耗弱者と裁判々決によつて選挙権を剝奪された者を除き、滿十八歳に達した市民は男女の別なく總て選挙権及び被選挙権を有する。十八歳以上の者は人種民

族、宗教、教育程度、資産状態、それからその過去の行動如何を問はず、例せばその前身が帝政時代の貴族であらうと、または警官、憲兵であらうとに論なく、皆選挙権を有し、また官吏や現役軍人も無論有する。また居住の要件も全廢され、一定の場所に一定期間居住する必要もなくなつた。兎に角新憲法は選挙人たる要件に關しては一切の資格制限を撤廢して了つた。

從來は國家の最高機關たる全聯邦ソウイェト大會の代議員は國民が直接選出するのではなく、國民は單に最下級の都市ソウイェト及び農村ソウイェトの代議員を選出するだけであつた。都市及農村ソウイェトの上は地區ソウイェトにして、地區ソウイェトの上に更に州ソウイェトがあり、州ソウイェトを経て最後に全聯邦ソウイェト大會に達する組織になつてゐた。而して全聯邦ソウイェト大會の代議員は州ソウイェト幹部會で選出し、州ソウイェト大會の代議員は地區ソウイェト大會から選出する順序にして、國民が直接選出する最下級の都市ソウイェト及び村ソウイェトと最高の全聯邦ソウイェト大會との間には數段の段階が存在した。かくの如く國民と國家最高機關との中間には段階

が横はつてゐたので、從來の選挙なるものは間接選挙制であつた。しかるに新憲法は選挙制度を更に民主化して段階的であつたのを直接にして中間の段階を取除いたから國民は初めて最高會議の代議員を直接選出することが出来るやうになつた。かく舊法の間接制を直接制に改正した點も新憲法の特徴に數ふべきである。

それから投票のことであるが、舊法は公開投票を採用したが新法は秘密投票に改正した。投票用紙には豫じめ各候補者の氏名を並べて印刷してあるので選挙人は自己の選挙しようと思ふ候補者の氏名だけを殘して、その他の氏名は抹消することになつてゐる。この點も舊法と異なるところで、舊法では候補者の氏名を自書しなければならなかつた。自ら候補者の姓名を書くことも、列記したる氏名を識別することも共に多少の教育を必要とすることは同一であるけれども、書くことに比すれば讀むことの方がいくらか樂である。しかし讀むにしても書くにしても文字の知識ある者は投票することが出来るけれども、全くの無教育者に至つては選挙権を有しながらこれを行使することが出来な

い、ソ聯邦には今尙ほ眼に「丁字なき文盲者」が相當に居り、また身體不具のために選挙権を行使し得ない者も尠くない。無教育者や不具者が折角の市民権を行使することの出来ないのは遺憾であるとして、これ等の人々のために便法を設けて他の人に依頼して投票を代行して貰ふことが出来るやうにした。

尙ほソ聯邦の最高會議は民族會議と聯邦會議の二院から組織されることに徴しても解るやうに、ソ聯邦にはロシア人の外に多數の異民族が各地に居住して各自に民族的共和国乃至自治州を形成してゐる。民族的共和国や自治州はその民族固有の言語を以て國語としてゐるので、ロシア語を知らない者がゐる。そこでこれらの民族の國で使用する投票用紙には候補者の氏名をその民族の言語を以て印刷することにした。例へばソ領中央アジアにおける諸民族共和国ではトルコ語で印刷し、ブリヤート・モンゴル共和国では蒙古語で印刷するのである。

選挙區は小選挙區制を採用して聯邦會議は人口三十萬人を以て一選挙區とし各選挙區は代議員一人を選出

する。これに反し民族會議の方は「民族的特殊性に關する特別の利益を反映することを任務とする」といふ見地から民族會議の選舉區は人口によらないで、民族本位として劃定することになつた。これは人口の少い少数民族を保護する意味から少数民族にも平等の參政權に浴せしめることにしたのである。

舊憲法による昨年までの全聯邦ソウイェト大會における民族會議と聯邦會議の關係を見るに、前者の代議員百五十名内外に對し後者は五六百名の多數を占め、兩者の間に非常な不均衡があつた。新憲法は民族本位から選舉區を定めることになつたので、民族會議の選舉區數は五百六十九、聯邦會議は五百七十四にして略ぼ同數となり、かくて最高會議を構成する兩院はその權限においても量においても平等になつた譯である。

上に述べた如く新憲法は反革命分子として排斥されてゐる者にも選舉權を附與し、かつ少数民族の利益を保護してやる主旨で全國民に對し平等に參政權を認められたものであるから、ソ聯邦當局はこれこそ眞のデ

モクラシーであると自畫自賛してゐる。新憲法發布當時、共產黨及びソ政府は新憲法を以てスターリン憲法と稱しスターリンを禮贊して國民に對し盛んにスターリン謳歌を鼓吹したものである。かくソ政府當局が國民に向つてスターリン全盛の宣傳に努めたのは要するに、今次の總選舉に對する伏線であり、豫備的示威であつた。

新選舉法は普通、平等制にして苟くも十八歳以上の國民たる者は悉く選舉權並に被選舉權を有するのであるから、誰でも自由に立候補の名乗りを揚げて選舉運動に従事して可い筈であるべきだが、さうでない。ここにソ聯邦の選舉のカラクリが潜んでゐるのである。ソ政府は憲法によつて國民に選舉權、被選舉權を與へながら國民をして自ら立候補することも、また自分の欲する候補者を擁立し推薦することも出来ないやうに仕組んだところに獨裁政治の本領を發揮してゐる。即ちソ政府は選舉權に制限を加へて候補者推薦の權利を各種團體のみに附與し、個人は全然立候補することも候補者を擁立する自由も權利も有しない。新憲法は候補者推薦權に關して「公共團體及び勤勞者團體即ち

共產黨機關、職業組合、協同組合、青年團體、文化團體及び法律所定の手續きに依り登録せられたるその他の團體」のみが候補者を推薦し擁立するの權利があると規定してゐる。つまり國民はこれ等團體を通じて初めて自己の選舉權を實現し得るに過ぎないのである。しかも僧侶の如きは法律で團體組織權を認められないから僧侶、宗教家は事實上、候補者擁立權を有しないのである。ソ政府は新憲法を目して眞のデモクラシーと稱揚してスターリンを謳歌するけれども、選舉權の行使を制限するのは右に與へて左に奪ふの類ひではあるまいか。畢竟するにソ聯邦は依然として共產黨獨裁の國家である。

それではこれ等團體は果して國民全般の意志を公平に代表するものであるかといふに、左様には受取れない。これ等は何れも共產黨の指導を仰ぎその監督下にあつて、黨の統制に隸屬するものである。ソ聯邦は少數なる共產黨獨裁の國家にして國民は共產黨の振舞ふが儘に黙従の外なき現狀にある。特に打ち續く糖正工作に國民は痴心暗鬼を生じ戦々惴々として政府の意を迎へるに汲々たる有様であるから、共產黨の監督下に

ある各團體の推薦する候補者なるものがどんな色彩の人物であるかは想像に難くないであらう。候補者の顔振れを見渡せば、政府首脳部、中央及び地方における共產黨員許りで、偶々黨員外の者を見受けても、それは皆共產黨の息のかゝつた黨同情者であつて、このところスターリン派の獨り舞臺の觀を呈してゐる。

今次の選舉は新憲法に基いて行はれる最初の總選舉といふのでソ政府は早くから鳴物入りではやし立て國民の選舉氣分を煽つたけれども、一般國民は餘り氣乗りしなかつたやうである。共產黨は全國に飛散して、「婦人は男子と同權になり諸民族は平等自由の原則により單一聯邦國家を形成してゐるが、これ皆共產黨のお蔭である。」

と自己宣傳に努め、スターリン及びモーロトフ總理また自ら街頭に現はれて國民に呼びかけた。共產黨は裏から手を廻してさも民衆が選舉で熱狂するかの如くに見せかけてゐるけれども、國民は踊らなかつた。それもその筈であらう、國民は前述の如く候補者の選擇に當り何等の發言權がなく、選舉は全くお座なりの形式

的のものであるから。選挙は十二日に全国一斉に行はれたが、十三日共産黨は最高會議代議員の選挙が無事に終了した旨を發表して左の如く述べた。

「最高會議代議員選挙は十二日午前六時を期しソ聯邦全土に互り開始され午後十二時を以て投票受付を締切り、直ちに開票に入つた。大衆は今回の選挙に對し異常な關心と活動並に組織力を示し暫定的算定によるも都市における投票者は九五パーセントを下らぬと見られる。十三日には開票を終つて聯邦及び民族兩會議への選挙結果を報告し得よう。」

開票の結果を待つまでもなく共産黨公認の候補者が全部揃つて當選するのは無論のことであらう。

ソ聯の總選挙に關する各國の論評を一瞥するに、ロンドン・タイムズ紙(十一日)は「紙の上の民主主義」と題する社説において揶揄して言ふ、

「ソ聯邦の選挙民は自ら全く發言することを許され

ない、彼等は實に選挙に参加することすら出来ないのである。何故ならば、選挙するといふことは投票者の自由意志によつて選擇することだからである。彼等は單に強制的な儀式的行進に参加するに過ぎない。尤も彼等はそれを喜ぶだらうが總ては嚴肅な茶番狂言で、ソ政府の所謂民主主義の幕が下されるとまた肅正工作が續けられるだらう。」

ドイツの新聞は今次の選挙を以てスターリン獨裁の猿芝居に過ぎないと嘲笑してゐるが、その他各國の新聞も眞面目な論評を加へたものは少いやうである。

これを要するに、今回の總選挙はかねてスターリン主義に好意を持たない古い黨員を政府並に黨の重要地位から追つ拂つて、スターリン主義者を以てこれに代へんと欲する手段であると見られる。肅正工作を續けつゝあるソ政府はこの機會に、所謂トロツキー派や注意人物を葬り去つてスターリンの一味徒黨を以て最高會議の牙城を固め、そして益々スターリン獨裁權の強化を圖る魂膽であると思はれるのである。

愛國行進曲成る

内閣情報部

内閣情報部に於ては國民精神總動員を機として、國民歌「愛國行進曲」を作成することとし、先づ歌詞を募集し、去る十一月三日其の結果を發表したが(週報第五十六號参照)、それと同時に一等當選歌詞に對する作曲の募集規定を發表した處、應募された作曲は締切迄に到達したもの實に九千五百五十五篇の多數に及び、締切後到達したものも含すると一萬四百八篇の夥しい數になる。

此の約一萬の應募者を地理的に區別すると、歌詞の場合と同じく、本土はもとより朝鮮、臺灣、樺太、滿洲に及び、更に支那に出征中の將兵からも應募があつた。勿論何と云つても東京の人が斷然多く應募し、全部の約四分の一を占めてゐるとは云へ、地方からの投稿も普く全府縣に平均され、而も非常な田舎と思はれ

る様な土地からも相當多數應募されてゐることは注目しに價する。

兎に角一萬と云ふ想像もしなかつた多數の作曲が應募されたことは、日本全國に音楽が如何に普及してゐるかを證明するものであり、一萬有餘の人が五線譜の上に懸命に作曲したと云ふことは、日本文化史上特筆大書すべきことと云へよう。

之等熱誠のこもつた應募歌詞を各審査員に於て慎重なる審査を重ねた結果、遂に左記の如く當選者と選外佳作者を決定の上、十二月二十日に發表した。

尙同時に曩に歌詞發表の際、都合に依り發表をしなかつた歌詞の選外佳作者も發表した。又歌詞の二等當選以下の内容も追つて週報誌上に發表する豫定である。以上の如き經過に依り、此の一等當選作曲の決定を俟つて愈、待望の愛國行進曲が生れた次第であつて、今後は之が普及徹底を圖つて、全國民が擧つて此の意義ある國民歌を和唱する日の一日も速かに來ることを待望するものである。

愛國行進曲募集歌詞選外佳作

- 一等 東京市麻布區今井町三
- 二等 東京市豊島區長崎仲町二ノ二五七一
- 三等 千葉縣君津郡木更津町元新地二九

- 瀬戸口藤吉
- 平岡照章
- 山中シヅエ

- 東京市赤坂區靈南坂町七
- 東京市澁谷區穆田三ノ一七三
- 東京市日本橋區本町三ノ三本町アバート
- 仙臺市名掛丁七一

- 大中寅二
- 飯田信夫
- 福井文彦

愛國行進曲募集歌詞選外佳作者

- 熊本市黒髪町坪井七四九
- 熊本縣下益城郡杉合村御舟手
- 東京市神田區鍛冶町三ノ五小學生の友社
- 山形縣西村山郡寒河江町大字寒河江甲三一四一
- 山口縣熊毛郡三井村
- 東京市中野區大和町三八八山内方
- 岩下雄二
- 梶原清磨
- 木山一朗
- 井上助太郎
- 山本槐二
- 久野淳三郎

最近公布の法令

内閣官房總務課

○關東州及南滿洲鐵道附屬地電氣通信令改正ノ件(勅令第六百八十四號)

南滿洲鐵道附屬地行政權の移譲に伴ひ改正したものである。

○帝國ノ滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移譲ニ際シ關東州部内臨時職員設置制其ノ他ノ勅令中改正等ノ件(勅令第六百八十五號)

滿洲國に於ける治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移譲等に伴つて關東州臨時職員設置制外六十一件の勅令に改正を加へ、又昭和十一年勅令第七號外八件の勅令を廢止したものである。

○防衛司令部令ノ改正及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移譲ニ際シ衛戍令其ノ他ノ勅令中改正ノ件(勅令第六百九十二號)

防衛司令部令の改正と相俟つて、衛戍令に東京衛戍司令部官は軍部防衛司令官とするの規定を設け、之と同時に衛戍司令部の監督に關する規定を改め、又帝國の滿洲國に於ける治外法權の撤廢に伴つて憲兵令中南滿洲鐵道附屬地に於ける軍事警察に關する規定を削除し、其の他東京

警備司令部令の廢止及之に伴ふ陸軍航空隊令、陸軍兵器廠令の改正等を行ったものである。

○兵役法施行令中改正ノ件(勅令第六百九十三號)

滿洲國に於ける在外徵集延期制を廢止し、尙南滿洲鐵道附屬地行政權の調整乃至移譲に伴つて、同令中右附屬地に關する規定を削除する等の改正を行ったものである。

○昭和六年勅令第二百六十八號朝鮮、臺灣、關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル學位授與ニ關スル件改正ノ件(勅令第六百九十四號)

南滿洲鐵道附屬地に於ける學位授與に關しては學位令に依ることとなつてゐたのであるが、滿洲國に於ける帝國の治外法權撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權移譲後在滿日本國民の教育施設に對する行政は帝國に保有せられるので、滿洲國に於ける學位授與に關しても學位令に依ることとしたものである。

○在滿學校組合待遇職員令(勅令第六百九十五號)

滿洲國に於ける治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移譲後帝國に保有せられる在滿帝國國民の教育に關

する行政の適正なる運用を期する爲新に公法人たる學校組合及學校組合聯合會を設け、之をして學校其の他の教育施設の開設、經營及管理に當らしめ、且組合及同聯合會の事務の在滿邦人に對する教育行政上に於ける重要性、在滿邦人の狀況其の他滿洲國に於ける特殊事情等に鑑み、組合及同聯合會の事務の適正なる運用を期する爲、組合又は同聯合會の費用を以て組合又は同聯合會を通過して主事十一人以内(委任員待遇)主事補二十四人以内(判任員待遇)及技手十一人以内(判任員待遇)の待遇職員を置くことを得ることとしたものである。

○農林部内臨時職員設置制中改正ノ件

(勅令第六百九十七號)

東北地方開墾團營に關する事務に従事する職員として農務局に技師二人、屬二人、技手四人、畑作改善に關する試験研究の事務に従事する職員として農事試験場に技師一人、技手二人、苗種の培養及配付に關する事務に従事する職員として技師一人、屬一人、間伐材利用の試験研究に關する事務に従事する職員として技師二人、技手三人を林業試験場に増員したものである。

○獸疫調査所官制中改正ノ件

(勅令第六百九十八號)

羊毛自給施設に伴ふ綿羊疾病の調査研究の事務に従事せしめる爲技師一人、技手二人を増員したものである。

○土地賃貸價格改訂法施行三件ヲ都市計畫法施行令ノ特例ニ關スル件

(勅令第六百九十九號)

昭和十一年法律第三十七號(土地賃貸價格改訂法施行三件ヲ耕地整理法ノ特例ニ關スル件)の公布に依り、土地賃貸價格改訂法の施行に際して耕地整理施行地の土地賃貸價格(昭和十一年四月一日以後昭和十二年十二月三十一日迄の間に於て耕地整理地内に賃貸價格配賦を行つた土地の賃貸價格)の算定並に地租に就いては特例を認められたのであるが、是と事情を同じうする土地區劃整理施行地に就いても同様の特例を認める必要がある。昭和十一年法律第三十七號を土地區劃整理を施行したる土地の賃貸價格に準用することとしたのである。

○登録稅法施行規則中改正ノ件

(勅令第七百號)

農村負債整理資金特別融通及損失補償法の制定に伴ひ、登録稅の免除を受くべき事項に補正を要する爲登録稅法施行規則中の關係規定に簡單な改正が加へられたのである。

○關東州公證人令

(勅令第七百一號)

關東州に於ける社會情勢に鑑み、公證制度を改正し、第四十三條の規定を除くの外公證人法に依ることとしたのである。

○外貨評價委員會官制中改正ノ件

(勅令第七百二號)

外國爲替管理法第四條の改正(勅令第五十二號)に伴ひ、大臣より處分を命ぜられる外貨及外貨債權の範圍が擴大されて、從來の金地金、外國通貨、外國爲替、外國通貨を以て表示する證券若は債權以外に、本邦通貨を以て表示する外國居住者に對する債權及前記以外の在外財産をも追加せられたので、是等新規の外貨及債權の評価をなすべき權限が外貨評價委員會に追加附與されることになり、關係規定の改正を見たものである。

○明治四十二年勅令第百二十二號臺灣ニ於ケル稅關執務時間ニ關スル件改正ノ件

(勅令第七百三號)

臺灣に於て從來使用されて居つた西部標準時が廢せられ、内地同様中央標準時に據ることとなつた爲、臺灣に於ける稅關の執務時間を一時間宛繰下げることにしたものである。

○昭和十二年法律第十八號救護法中改正法律施行期日ノ件

(勅令第七百四號)

昭和十二年法律第十八號救護法中改正法律の施行期日を昭和十三年一月一日と定めたものである。

○救護法施行令中改正ノ件

(勅令第七百五號)

昭和十二年法律第十八號救護法中改正法律に依つて、救護事務に就いて市町村長の補助機關たる可き者は方面委員令に依る方面委員を以て充つことに改正せられたので、是に準據して救護法施行令中の字句を改め、又不必要なる規定を削除したものである。

○母子保護法施行期日ノ件

(勅令第七百六號)

母子保護法關係法令及其他の準備の整ひたるに伴ひ、同法の施行期日を昭和十三年一月一日と定めたのである。

○母子保護法施行令

(勅令第七百七號)

妻に公布せられた母子保護法(勅令第七百二十號)の施行に當り、同法に依つて勅令に委任せられた各種の細目的事項を規定する必要があるもので制定せられたもので、其の概要は、(一) 母子保護法は孫を養育する祖母でも特殊の場合には子を擁する母同様に見做され同法の扶助を受け得ることになつて居るが、此の特殊の場合を、イ、孫の父、母、母の配偶者及母の配偶者たりし者が居らない場合、ロ、母の配偶者或は配偶者たりし者が事實上居らない場合と同様の状態に置かれた場合例、行方不明)ハ、離婚其の他已むを得ない理由で孫



と其の父母とが世帯を異にする場合又は父母が孫を遺棄した場合と規定し、

(2) 母子保護事業に就いて市町村長の補助機關たる方面委員の職務、

(3) 生活扶助、養育扶助、生業扶助及医療の各扶助の方法並に扶助を金銭の給與を以て爲す時の扶助金額の限度、

(4) 扶助を受ける母又は子の死亡した場合に支給する埋葬費の限度、

(5) 扶助、埋葬の費用、方面委員の職務に對して支出する費用及母子保護の施設に要する費用にして支拂の補助を受け得べき金額の算出方法(救護法施行令の規定を準用す)等を規定したものである。

○地方産業職員制中改正ノ件(十二月八日公布 勅令第七百八號)
 中小工業經營の改善指導、下請工業の指導助成及中小商工業資金融通損失補償の事務に當らしむる爲、地方に當

該關係職員を増置し以て事務の萬全を期する必要があるので、地方産業職員制中、地方商工主事、商工主事補、地方商工技師及商工技師の増員及定員の整理を行つたものである。

○在滿學校組合又ハ在滿學校組合聯合會ノ主事ノ特別任用等ニ關スル件(十二月八日公布 勅令第七百九號)
 在滿學校組合又は同聯合會の主事は設置後一年を限つて南滿洲鐵道株式會社の職員中より在滿學校組合待遇職員令の規定に拘らず之を任用するを得ることを規定したものである。

○關東州外貨債特別稅令(十二月八日公布 勅令第七百十號)
 外貨債所有者の負擔力に適應する課税を爲さんが爲、關東州に於ても外貨債の利子に對し外貨債特別税を課すこととしたものであつて、支拂期が昭和十二年七月一日以後に在る外貨債の利子に付、之を適用することとしたものである。

露光量違により重複撮影

編輯部 報情閣内

週報

號三十六第

- 歲旦祭・元始祭の意義 (内務省)
- 時局下の新年奉祝 (文部省)
- 電力國策の全貌 (逓信省)
- 南京攻略後の肅清 (陸軍省新聞班)
- 燦たる南京入城 (海軍省海軍軍事普及部)
- 人口一億に達す (内閣統計局)
- イタリ―脱退と聯盟 (外務省情報部)

—(國際時事解説)—

日九十二月二十年二十和昭

昭和十一年十月十五日發行

週

報

昭和十一年十月十五日發行

東京市神田區大塚一丁目

五

錢

定選房官閣内
年三十和昭
帖手員職



定價四十錢 送料不要

B7型 形量共ニ携帶至便
黒革表紙鉛筆附體裁優雅

所行發
局刷印閣内
町手大區町麴市京東
〇〇〇九一京東啓振

所 達 申	價 定	週 報
内閣印刷局發行課 電話九ノ内三三三三九 振替東京一九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 振替東京九一九〇番 最寄書店・驛賣店	一ヶ月部 五錢 一ヶ月前金 二圓四十錢 外埠郵便に依る地 城は四十四錢 要送料 ケ年分未滿配送御希望の方は、部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。	昭和十一年十二月二十日印刷發行 編輯者 内閣情報部 發行所 東京市神田區永田町 印刷局 内閣總理大臣官舎内 東京市神田區大塚一丁目